

答 申 第 1 4 5 号

平成16年2月16日

千葉県代表監査委員 蕨 悦 雄 様

千葉県情報公開審査会

委員長 麻 生 肇

異議申立てに対する決定について（答 申）

平成9年4月30日付け監査第32号による下記の諮問について、別紙のとおり  
答申します。

記

平成9年3月26日付けで異議申立人から提起された「教育庁学校教育部高校教育課及び指導課に係る職員調査復命書」及び「教育庁学校教育部高校教育課及び指導課に係る監査記録」の公文書非公開決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

1 審査会の結論

千葉県代表監査委員は、本件異議申立ての対象となった公文書に記録された情報のうち、別表の「審査会の判断」欄に掲げる丸印を付した情報を除き、公開すべきである。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、千葉県代表監査委員（以下「実施機関」という。）が平成9年3月7日付け監査第129号で行った「教育庁学校教育部高校教育課及び指導課に係る職員調査復命書」及び「教育庁学校教育部高校教育課及び指導課に係る監査記録」（以下「本件文書」という。）の非公開決定の取消しを求めるといふものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

ア 千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）による廃止前の千葉県公文書公開条例（昭和63年千葉県条例第3号。以下「旧条例」という。）第11条第2号該当性について

公務員の出張等は、いかなる意味でも個人的な行為ではなく、公費を用いた公務であることから、旧条例第11条第2号の「個人識別情報」に該当するとの実施機関の主張は成り立たない。

イ 旧条例第11条第8号該当性について

監査業務の執行に当たっては、監査対象箇所との信頼関係よりも主権者との信頼関係こそが重視されなければならないから、旧条例第11条第8号に該当するとの実施機関の主張は成り立たない。

また、同号にいう事務事業の実施の目的が失われるおそれについても、既に判例等で、具体的な主張、立証が必要となることが確認されているにも関わらず、これをしていない実施機関の主張は成り立たない。

さらに、監査復命書や監査記録を閲覧し、これを容認または異議を唱えることは、主権者県民の固有の権利であることから、これを公開すると事務事

業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障があるとの実施機関の主張は、倒錯した主張といわざるを得ない。

### 3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 本件文書について

本件異議申立てに係る公文書は、平成8年度に実施した平成7年度分の教育庁学校教育部指導課及び高校教育課の定期監査に係る監査記録及び職員調査復命書であり、旧条例第11条第2号及び第8号に該当するものとして非公開としたものである。

#### (2) 旧条例第11条第2号該当性について

本件文書には、監査事務を行った書記の職氏名、印影及び監査対象箇所関係者の職氏名、印影、健康状態に関する情報が記録されており、当該部分は、旧条例第11条第2号に該当するもので、公開しないことができる情報である。

#### (3) 旧条例第11条第8号該当性について

ア 監査の実施段階における情報は、監査対象箇所の財務の執行状況、管理の適正及び効率性等について、監査結果を得るための基礎的な情報であって、本来的に公開になじまない性格のものである。

イ 本件文書は、監査対象箇所に公文書の原本の提出を求め、又は写しを收受して照合、実査を行うとともに、必要かつ有効な質問を行って得た回答の記録であり、これらは監査のためにのみ収集した情報であって、公開することを前提としてはいない。

地方自治法（以下「法」という。）第199条第8項の規定では、監査委員は、必要に応じて関係人に出頭を求め、又は帳簿、書類の提出を求めることができるとされているが、関係人が応じない場合の強制力はないとされていることから、このようなもとで本件文書を公開した場合、監査委員と監査対象箇所との信頼関係が損なわれ、監査対象箇所の十分な協力が望めなくなり、監査の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生じ、その実施の目的が失われるおそれがある。

ウ また、本件文書には、監査技術に関する情報が記録されている。

監査技術とは、監査対象箇所の事務事業について、その成否、当否を判断するために必要な資料の収集方法、検査方法及び質問方法であり、いずれも的確かつ公正な監査の成否に大きな影響を及ぼす情報である。

このような情報を公開した場合、不正、不当事項の証拠の隠蔽が行われるなどして、監査の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生じ、その実施の目的が失われるおそれがある。

#### 4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張、実施機関の説明及び本件文書をもとに審査した結果、以下のように判断する。

##### (1) 本件文書について

ア 本件文書は、平成8年度に実施した平成7年度分の教育庁学校教育部指導課及び高校教育課の定期監査に係る内容及び定期監査の実施に際して監査委員の事務局職員が事前に調査、収集した関係書類等であり、それぞれ監査記録、職員調査の復命書として大別される。

イ 定期監査は、法第199条第1項及び第4項により、財務に関する事務の執行状況や一般行政事務等を対象として、会計年度終了後の毎年、少なくとも1回以上期日を定めて行われる。

また、監査を行った場合は、その結果に関する報告が決定され、知事及び県議会等に提出、公表されることとなる。

ウ 本件文書の構成は別表のとおりであり、実施機関は、別表の「当初決定」欄に示すとおり、記録された情報が旧条例第11条第2号に該当する情報を含むとともに、情報のすべてが同条第8号に該当するとして非公開としたものである。

##### (2) 旧条例第11条第8号該当性について

実施機関は、本件文書のすべてが旧条例第11条第8号に該当すると主張するので本件文書が同号に該当するかどうか判断し、なお必要があれば同条第2号の該当性について判断する。

##### ア 本号前段該当性について

監査記録及び職員調査の復命書には、実施機関が行った監査事務に関する情報が記録されており、本号前段でいう「実施機関が行う交渉、取締り、立入検査、監査、争訟、入札、試験等の事務事業に関する情報」に該当する。

##### イ 本号後段該当性について

実施機関は、監査記録及び職員調査の復命書ともに、本号に該当し、公開しないことができるとしており、その主な理由として、「監査事務の性質上、公開することにより監査対象機関との信頼関係が損なわれ、その結果、今後

の監査事務の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずると認められる。」旨を主張するので、この点について検討する。

a 実施機関は、「監査対象箇所からの証拠書類の収集、監査対象箇所の出頭を求めての調査は、法第199条第8項の規定に依拠して行われるが、関係人がこれに応じない場合は、監査委員は、それ以上の権限を有しない。」とし、「公正かつ円滑な監査事務の執行を担保するため、監査により取得した証拠等の情報は、監査結果を得るためにのみ用いられ、公にすることを予定していない。」と説明する。

b しかしながら、監査委員は、「地方公共団体の長、その他執行機関が担任する行財政の執行を厳正に監査する。」という法により付与された権限を有する独立した機関であるから、ことさらに監査対象箇所との信頼関係を重んじなければならない格別の事由はないものと解される。

以下、このような考え方に立ち、監査記録及び職員調査の復命書に記録されている情報について、本号後段該当性を検討する。

c 監査記録のうち、「監査記録鑑」については、監査委員が監査対象箇所関係者の出頭を求めて調査した結果の概要が記録されているに過ぎないものであり、記録内容の程度から、これを公開しても、当該監査事務又は将来の同種の監査事務の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずるとまでは認められない。

d 「定期監査及び決算審査質疑応答要旨」については、事務事業の実施状況及び予算の執行状況、今後の取り組み等が、監査委員と監査対象箇所関係者との一問一答形式で、主として事実関係を確認していることが記録されているところ、その内容からして、これを公開しても当該監査事務又は将来の同種の監査事務の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずるとまでは認められない。

e 「調査結果表」については、監査対象箇所の主な事務事業についての対応や実施状況が記載されているに過ぎないものであり、これを公開しても、当該監査事務又は将来の同種の監査事務の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずるとまでは認められない。

f 「定期監査資料」については、監査対象箇所が、監査委員が指定した様式に基づき作成、提出したものであり、前年度の財務の状況や一般事務の執行状況等、監査対象箇所の事務事業の客観的状況が記録されているに過ぎないものであり、これを公開しても、当該監査事務又は将来の同種の監

査事務の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずるとまでは認められない。

g 次に、職員調査の復命書のうち、「調査結果及び調査結果表」については、監査委員の事務局職員が監査対象箇所を調査し、その結果を復命したという事実のみが記載されているに過ぎないものであり、これを公開しても、当該監査事務又は将来の同種の監査事務の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずるとまでは認められない。

h 「予算執行状況」、「入札等契約の状況」、「本庁定期監査・決算審査調査項目」、「事業実施状況」並びに「定期監査資料」については、定期監査資料様式集に記載された様式に基づき、監査対象箇所の事務事業の客観的状況が記載されているに過ぎないものであり、これを公開しても、当該監査事務又は将来の同種の監査事務の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずるとまでは認められない。

i 実施機関は、監査記録及び職員調査の復命書には、「公正な監査結果を得るための合理的な手段である監査技術が記録されているので、このような監査の技法が公開されると、監査の公正、円滑な執行に著しい支障が生ずる。」旨を主張するので、この点について検討する。

(a) この監査技術については、実施機関の具体的な説明がされておらず、推察すると、いわゆる監査の手法をいうものと思われるが、監査の着眼点や調査箇所の選択の方法と傾向、監査委員による質問事項などは、過去における監査の傾向を分析するなどにより、ある程度は事前に予想され得るものと考えられる。

(b) さらに、監査は、事務事業の公正な執行を図らしめるために実施されるという見方に立てば、着眼点や傾向などが明らかになり、それに沿って監査対象箇所自らにおいて不適切な事務事業が是正、改善されるのであれば、結果として実が得られこそすれ、監査を行う上での支障は、特段認められないというべきである。

(c) 少なくとも、本件文書からは、監査を執行するための手法として、秘匿を要するものの存在を窺い知ることができないことから、これを公開しても、当該監査事務又は将来の同種の監査事務の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずるとまでは認められない。

以上のとおり、本件文書に記録された情報は、旧条例第11条第8号に該当しないと判断する。

(3) 旧条例第11条第2号該当性について

実施機関は、前記(2)において公開すべきとした情報について、旧条例第11条第2号に該当する情報がある旨を主張するので検討する。

ア 実施機関が非公開とした個人情報について

実施機関が本号本文に該当するとして非公開とした情報は、次のとおりである。

(ア) 監査記録

- a 「監査記録鑑」の事務局職員及び監査対象箇所関係者の姓及び職名
- b 「定期監査及び決算審査質疑応答要旨」の監査委員の姓及び監査対象箇所関係者の姓及び職名

(イ) 復命書

- a 「平成7年度都道府県生徒指導推進会議実施報告書」の講師氏名
- b 「平成7年度新教育相談講座実施期日・内容・講師一覧」の講師の姓
- c 「定時制通信制課程修学奨励資金貸付金収入未済額一覧」の住所、氏名、カッコ内記載事項
- d 「高等学校生徒海外派遣」のOB組織役員の役職名・氏名、団長の氏名
- e 「スクールカウンセラー活動調査研究事業」のカウンセラー氏名
- f 高校教育課の「本庁定期監査・決算審査調査項目」の職名及び氏名
- g 「療養休暇の報告について」の記載事項の全部
- h 「療養休暇承認願」の記載事項の全部
- i 「診断書」の記載事項の全部
- j 「出勤簿」に記録された情報の全部

イ 公務員に関わる個人情報について

旧条例は、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県政の公正な運営の確保と県民参加による行政の一層の推進を図ることを目的とし、そのために、県民に公文書の公開を請求する権利を明らかにする等、県政に関する情報を広く県民に公開することを目的として定められたものであることから、公務員の職務遂行に関する情報について、公務員個人の情報であることを理由に、これをすべて非公開とすることができるとは解しがたく、公務員個人の私事に関する情報を除き、公開すべきと解するのが相当である。

前記ア中の(ア)の a、b 及び(イ)の f ないし j については、公務員の個人情報に関わるものであることから、以下、このような考え方に立ち、検討する。

(ア) ア中の(ア)の a について

「監査記録鑑」の事務局職員及び監査対象箇所関係者は、監査の実施状況を記録するために同席した事務局職員と出席の要請に応じて出頭した監査対象箇所関係者の姓及び職名を記録したものであり、その内容から、公務員の職務の遂行に関する情報と認められ、かつ公務員個人の私事に関する情報には該当しないものである。

(イ) ア中の(ア)のbについて

「定期監査及び決算審査質疑応答要旨」に記録されている監査委員の姓及び監査対象箇所関係者の姓及び職名は、監査委員と監査対象箇所関係者との質疑応答の記録の一部として記録されたものであり、その内容から、公務員の職務の遂行に関する情報と認められ、かつ公務員個人の私事に関する情報には該当しないものである。

(ウ) ア中の(イ)のfないしjについて

「本庁定期監査・決算審査調査項目」、「療養休暇の報告について」、「療養休暇承認願」、「診断書」の記載事項及び「出勤簿」に記録された情報は、療養休暇を取得した個人の氏名、職名、生年月日、病名、必要な療養休暇の期間、休暇の取得状況、診断をした医師の氏名及び所属する医療機関等であり、その全部が個人の療養休暇に関わるもので、公務員個人の私事に関する情報と認められる。

したがって、実施機関が非公開とした情報のうち、(イ)のfないしjは、旧条例第11条第2号に該当し、なお公開しないことができるが、(ア)のa、bについては、公開すべきものと判断する。

ウ 公務員に関わる個人情報以外の個人情報について

次に、前記イで判断した公務員に関わる個人情報を除く個人情報について、旧条例第11条第2号該当性を検討する。

(ア) 本号本文該当性について

実施機関が本号本文に該当するとして非公開とした情報は、いずれも特定の個人が識別される情報で、本号本文に該当する。

(イ) 本号ただし書該当性について

前記(ア)で本号本文に該当するとして情報は、いずれも法令等の定めるところにより何人でも閲覧することができる情報ではなく、また、法令等に基づく許可、免許、届出等の際に実施機関が作成し、又は収受した情報ではないから、本号ただし書イ及びハに該当しない。

以下、ただし書ロの該当性について検討する。

ただし書口にいう「公表を目的としているもの」には、県が広報誌等を通じて広く県民一般に積極的に周知するものだけでなく、県の機関の事務事業の執行上、県民が知り得ることが予定されているものも含まれると解されることから、以下、このような考え方に立ち、検討する。

a 講師氏名について

「平成7年度都道府県生徒指導推進会議実施報告書」及び「平成7年度新教育相談講座実施期日・内容・講師一覧」に記録された講師氏名及び講師の姓は、当該会議又は講座が、特定の者を対象として実施したものであり、公表を目的とした情報とはいえない。

b 住所、氏名、カッコ内記載事項について

「定時制通信制課程修学奨励資金貸付金収入未済額一覧」の住所、氏名、カッコ内記載事項は、修学奨励資金貸付金の未返済者を一覧表として整理したもので、公表を目的とした情報とはいえない。

c OB組織役員の役職名・氏名及び団長の氏名について

「高等学校生徒海外派遣」のOB組織役員の役職名・氏名は、過去に海外派遣された生徒が組織する会の役員を記録したものであり、団長の氏名は、実施年度ごとに団長の氏名を記録したもので、いずれも公表を目的とした情報とはいえない。

d カウンセラー氏名について

「スクールカウンセラー活動調査研究事業」のカウンセラーは、特定の小中学校に配置したもので、その氏名は、公表を目的とした情報とはいえない。

したがって、実施機関が非公開とした情報は、本号本文に該当し、ただし書のいずれにも該当しないものと判断する。

(4) 旧条例第11条第3号該当性について

本件文書には、実施機関の主張はないが、旧条例第11条第3号に該当する事業活動情報が記録されているので、これを公開することにより、法人等の競争上又は事業運営上の地位に不利益を与えるか否かについて検討する。

ア 職員調査の復命書中の「入札手続きに関する調査表」に関連して添付された支出負担行為支出伝票及び請求書の一部には、法人の口座情報が記録されているが、これは、当該法人が県との契約に当たり、債権の決済の便宜を図るため、県の要請により提示したもので、法人の行う事業の性格等から、不特定多数の者に提示されるものではなく、法人が外部に対し示さ

れることを容認したものと認められないことから、これを公開することにより、法人等の事業運営上の地位に不利益を与えると認められ、本号本文に該当する。

イ また、同支出負担行為伝票の添付書類として、請求書、請書、課税事業者届出書、見積書等があり、これらには法人の代表者印の印影が記録されているところ、法人の代表者印は、記載事項の内容が真正なものであることを示す認証的機能を有する性質のもので、契約等の重要書類に使用され、記載事項の履行等を確約するという非常に重要な役割を担っており、不特定多数の者に提示されることを予定していないものである。

本件文書に記録された印影は、認証的機能を有するにふさわしい形状を有しており、このような印影が当該法人の事業活動に関係なく一般に公開されることは、当該法人の事業運営上の地位に不利益を与えると認められ、本号本文に該当する。

ウ 前記ア及びイで本号本文に該当するとした情報は、ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しない。

#### (5) 結論

実施機関は、本件文書に記録された情報のうち、別表の「審査会の判断」欄に丸印を付した情報は、旧条例第11条第2号及び第3号に該当し公開しないことができるが、その余の情報は公開すべきである。

#### 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
9. 4. 30	諮問書の受理
9. 7. 11	実施機関の理由説明書の受理
9. 12. 24	審議
13. 9. 26	審議
15. 6. 20	審議
15. 7. 18	審議
15. 11. 21	審議
16. 1. 27	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
麻 生 肇	前千葉県住宅供給公社理事長	部会長
大 友 道 明	弁護士	
瀧 上 信 光	千葉商科大学教授	
横 山 清 美	環境パートナーシップちば アドバイザー	

(五十音順：平成16年1月27日現在)